

土地家屋調査士法第3条第2項第2号の認定基準等について

法務省では、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第3条第2項第1号に規定する研修実施法人である日本土地家屋調査士会連合会の意見を踏まえ、同項第2号の規定に基づき、民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力を有する者について、法務大臣の認定を行いました。

認定の基準は、第17回土地家屋調査士特別研修（令和4年6月14日法務省告示第105号）の考査における得点が満点90点中45点以上であることです。

同研修における考査問題の出題の趣旨及び配点については、日本土地家屋調査士会連合会ホームページ（<https://www.chosashi.or.jp/>）において公表しています。

なお、令和5年3月13日付けの認定結果の概要は、次のとおりです。

第17回特別研修修了者数	154人
申請者数	129人
認定者数	125人

申請法務局別認定者数

申請法務局	人数	申請法務局	人数
東京	16	鳥取	2
横浜	10	福岡	12
さいたま	9	長崎	6
千葉	4	大分	1
水戸	1	熊本	3
宇都宮	2	鹿児島	1
前橋	4	那覇	11
静岡	6	仙台	2
大阪	5	福島	4
大津	1	山形	3
名古屋	5	盛岡	2
津	1	札幌	2
岐阜	2	釧路	2
広島	3	高知	3
岡山	2		